

第 166 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 166 回入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成 23 年 5 月 20 日（金）14:09～14:28

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 政府所有米穀の販売等業務（農林水産省）

2. その他

<出席者>

（委 員）

小林副主査、佐藤専門委員、加藤専門委員

（農林水産省）

総合食料局食糧部食糧貿易課 塩川課長、飯島調整官、西村課長補佐、検指導官
計画課 笠原係長

（事務局）

和田参事官、栗田参事官、後藤参事官

○小林副主査 それでは、ただいまから第 166 回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、農林水産省の「政府所有米穀の販売等業務」の実施要項（案）についての審議を行います。

本日は、農林水産省総合食料局食糧部食糧貿易課塩川課長に御出席いただいておりますので、前回の審議等を踏まえた実施要項（案）の修正点等について御説明をお願いしたいと思います。

なお、御説明は 10 分程度でお願いいたします。

○塩川課長 農林水産省食糧貿易課長の塩川でございます。今日はよろしくお申し上げます。

私の方からは、まず、前回の小委員会において御指摘をいただいた点について修正した部分、それから、パブリックコメントの状況、それから、今日場で御審議いただくに当たって、内容を精査した結果、ちょっと修正した部分がございますので、この 3 点について御説明をいたしたいと思います。

まず、前回の小委員会の指摘事項ですが、大きく分けて 2 つあったと思っております。

1 つ目は実施要項（案）の 3 ページでございます。ここに、前回の資料では、1 の(8)に、米穀の保管、運送についての技術的ノウハウを有すること、それから、販売能力を有することという要件で記述しておりましたが、これは非常にわかりにくいということで、もう少しわかりやすいように書けないかという御指摘があったものですから、今回、その部分について修正をいたしております。

3 ページをお開きいただきますと、(8)「米穀の保管、運送等の業務について、次に掲げる者であること。」ということで、もともと仕様書の方に書いていた部分について、こちらの方に挙げてきたということでございます。「保管業務」につきましては、倉庫業法の規定に基づいて国土交通大臣の行う登録を受けている者、農業倉庫業法第 1 条に規定する農業倉庫業者または中小企業等協同組合法の規定に基づき保管を行う者。

「運送業務」については、貨物自動車運送事業法に規定する一般貨物自動車運送事業者または貨物利用運送事業法に規定する貨物利用運送事業者。

次の 4 ページにございます「販売に伴い必要となる業務」ということで、そこにア、イ、ウが書いてございます。

それから、④「販売することができない米穀及び空包装等の処理業務」ということで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条に規定する一般廃棄物収集運搬業者もしくは一般廃棄物処分業者または同法第 14 条に規定する産業廃棄物収集運搬業者もしくは産業廃棄物処分業者ということを明記しております。

(9)でございますが、ここはもともと「販売能力を有すること」と書いてございましたが、「米穀の販売実績及び全国における需要に応じた政府所有米穀の販売する拠点または販売網を有すること」というふうに明記をし、あわせまして、18 ページの【様式 1】で、「政府所有米穀の販売等業務企画書」に、同じように整理をしてございます。もともとここにつきましては、業務実施するに際して、基本方針と管理体制の計画を書くよう記述してございましたが、もう少しわかりやすく、体制図、それから、参加資格を証する書面を添付、それから、第三者に委託する場合には、関係図を記載することを明記しました。②の販売についても、同じように体制図を記載していただ

くように修正しました。

それから、次のページの 19 ページでございます。これについては、指摘を直接いただいたわけではございませんが、表の中で、一番左の「業務実績」と書いてあるところは、前回、「業務内容」と書いておりました。業務内容といいますと、例えば「米の販売をしています」というような、何か定性的なものになりますものですから、これも定量的に書けるように、販売数量とか、保管数量とか、運送数量というふうに直しをしております。

続きまして、情報開示の充実をいたしました。76 ページでございます。前回、もう少し開示できないかという御指摘がございましたものですから、2の表の「保管」以下のところを少し充実いたしました。具体的には、「保管」のところで、21年度の方を申しますと、「MA米在庫数量 95 万トン（21年 10月末）」。それから、四角で囲ってございますように、「国産米の備蓄については、6月末時点で在庫約 100 万トン程度を適正水準として保有」ということを明記しました。

それから、「運送」につきましては、運送数量を、「国産米約 5 万トン、MA米約 61 万トン」。「安全性確認」につきましては、「カビチェック荷役数量 55 万トン（加工用 25 万トン、飼料用 30 万トン）」。それから、「変形加工」につきましても、「変形加工数量約 8 万トン」ということで、ボリューム感がわかるようにいたしました。

ここまでは前回御指摘を踏まえて修正した部分でございます。

次に、パブリックコメントの状況について御報告を申し上げたいと思います。

前回御指摘を受けた部分も踏まえて修正したものを、4月 28 日～5月 12 日までの 15 日間、農林水産省、電子政府の総合窓口 e-Gov のホームページに掲載することによりまして、実施をいたしました。その結果、御意見・御質問はございませんでした。

それから、今日の御審議に当たりまして、若干資料を修正した部分がございますので、その部分について御説明を申し上げたいと思います。

1つは 8 ページでございます。

前は、一般競争入札で複数の事業者が落札できるように、特別会計に関する法律施行令の改正を財務省にお願いしていることを御説明いたしましたが、この施行令の改正につきましては、本日、閣議決定されました。そして、5月 25 日に公布し、同日施行という予定になっております。

この関係で、8 ページの第 5 の「また」のところの「特別会計に関する法律施行令第 19 条」で、前回、まだ条項が決まっていなかったため、「○項」になっていましたが、「第 4 項」と書いてございます。

その関係で、2 ページ戻っていただいて 6 ページです。前回、第 4 の 1 の「入札の実施手続及びスケジュール」で、まだそういうスケジュールが決まっていなかったため、ペンディングの「P」と載せておりましたが、それを削除してございます。

次に、もう一回 8 ページにお戻りいただきまして、第 5 の 2 の(1)でございます。3 行目でございますが、「外国産米穀の取扱希望数量の和が外国産米穀の委託予定数量（60 万玄米トン）」となっております。前回 66 万トンでございましたが、その後の状況を踏まえまして、60 万トンに修正してございます。

それから、26 ページをお開きいただけますでしょうか。業務仕様書の第5章第2の3「その他」で、3行ほど追記いたしております。「局長が、政府所有米穀の保管に関する経緯等を踏まえ、国民の生命、身体等の保護を図るために必要があると認めるときは、受託事業体は、局長が指示する倉庫において、局長から交付される米穀委託書に基づき米穀を引き受ける。」となっております。これにつきまして、若干御説明を申し上げたいと思います。

実は、政府所有米穀を保管している倉庫業者の中に、カネミ油症の事件の原因企業がございました。これは、昭和43年に米油を製造する過程におきまして、熱媒体として使用したPCBが混入して、その米油を摂した者が健康被害を引き起こしたという食中毒事件でございます。この原因企業は、米ぬか油製造業と、それから、もう一つ倉庫業を営んでおりまして、損害賠償請求に基づきまして、その利益から被害者の治療費を負担することになってございます。その原因企業の継続を支援することによって、被害者への治療費の支払が滞らないようにということで、当省としても、対応の一つとして、同社所有の倉庫について、米の需給操作上可能な範囲内で有効活用の配慮を行ってきたところでございます。

今回、追記させていただいたのは、まさにこういう経緯を踏まえたわけでございます。通常であれば、政府所有米穀の保管に当たりまして、どこの倉庫で保管するかというのは、これから決める受託事業体自身が判断をして実施することになるわけでございますが、原因企業の経営が困難となりまして、被害者救済ができない事態を招かないようにという配慮から、当該規定を措置することによってでございます。ただ、この規定が、受託事業体の創意工夫を阻害するものではないと思っています。

なお、この事項につきましては、昨年時点では全く想定をしていなかったわけでございますが、その後、この民間委託を運営していく中で、こういう措置が必要ではないかということで、これに対応できるように、今回、3行を追加させていただければと思っている次第でございます。

私の方からの説明は、以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）につきまして、御質問・御意見のある委員の御発言をお願いいたします。

○加藤専門委員 ありがとうございます。

まずは、76 ページの別添2の資料ですね。数量等明記した方がよろしいのではないのでしょうかという質疑応答がありましたが、これは、私の感想ですけれども、わかりやすくなったというふうに思っております。

それに対して、18 ページの企画書の書き方、様式の特定、具体化、こういうテーマもあったと思うのですが、これに関して率直に申し上げますと、例えば、管理に関する計画と販売の実施体制の整備に関する計画と2つに分かれますと。趣旨はよく理解できているのですけれども、管理というのは、私のイメージでは、例えば、保管、運送、あるいは品質管理、廃棄物の処理とか、情報管理、諸々含まれるのかなと。つまり、販売以外はすべて含まれるのかなと理解をしているのですが、管理という2文字でくくられてしまっていますので、これを実際に作成なさる入札参加者の方々は、

どういう思いで書かれるのかなと考えると、もう少し言葉を加えた方がより一層よくなるのかなというふうには今感じた次第です。そこら辺、どういうふうにお考えでしょうか。

○塩川課長 御指摘いただきまして、ありがとうございます。

「管理」というのは、この資料の3ページに、第3の1の(8)に、「米穀の保管、運送等（以下「管理」という。）」と明記しているのので、管理と、大きく分けて販売ということで、そういう流れですと使い分けてきたものですから、もし差し支えなければ、そのままにさせていただければと思うのですが。

○加藤専門委員 なるほど。趣旨はよく理解できました。それが一般的な入札の場合の資料の作り方ですということであれば、それは了解いたしました。

○小林副主査 今のところで確認しますと、3ページの第3の1の(8)の「保管、運送等」それが管理であるということですね。そうすると、それは①と②の部分ということですか。

○塩川課長 いや、あと「等」があるので、③も含めて。

○小林副主査 ③、④も含めてですね。

○塩川課長 すみません。④も含めて。

○小林副主査 そうしましたら、よりわかりやすくするために、この要項（案）の3ページの第3の1の(8)の業務というのを加えられたらよろしいのではないですか。

○塩川課長 こちらの様式の方にですか。

○小林副主査 はい。

○塩川課長 その方向で検討をさせていただきます。

○小林副主査 事務局は何かありますか。どうですか。書く人にとっては、その方が親切かなということですが。

○事務局 では、追加します。

○小林副主査 大丈夫ですか。そんな重大な変更ではないので。それを追加するだけですから。

○事務局 はい、わかりました。

○佐藤専門委員 先ほど、8ページの特別会計に関する法律施行令の御説明に関連して、純粋に確認ですけれども、私、前回出席していなかったのので、前回の御説明が済んでいたら申しわけないのですが、落札者の決定に関する方法としては、本件は価格だけの勝負で、いわゆる総合評価ではないのですね。

○西村課長補佐 入札参加資格というものを、こういう企画書なりそういうもので具備した者によって価格での競争ということでございます。

○佐藤専門委員 そうすると、イメージとしては、例えば、トン当たり幾らというような単価でもって入れさせて、その人が希望する数量のところまで第1位順位という形でとらせてというようなイメージの落札者の決定を行うということですね。

○西村課長補佐 はい、さようでございます。

○佐藤専門委員 ありがとうございます。

○小林副主査 それでは、前回審議して、その指摘事項に対する対応がなされているということで、

ただいま加藤専門委員から指摘がありまして、18 ページの企画書の部分で、入札に参加する人に関わりやすく、よりフレンドリーにするという意味で、どこのことを言っているのかというところだけ付け加えていただくということだけお願いしたいと思います。

○塩川課長 はい、わかりました。

○小林副主査 ほかに事務局から何か確認することはありますか。

○事務局 ないです。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって、小委員会での審議はおおむね終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。委員の先生方よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小林副主査 はい、ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせして、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

また、後で、お気づきの点等がありましたら、確認したいこと等がありましたら、事務局の方にお寄せいただきたいと思います。事務局で整理をしていただいた上で、委員にフィードバックしていただくことにしたいと思います。

また、農林水産省におかれましては、本実施要項（案）に沿って、適切な事業を実施していただきますようよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。